

南九州・南島と大宰府

はじめに

☆ 律令国家にとって南九州・南島はどのような存在か

史料1『日本書紀』天武天皇十一年(682)七月甲午(三日)

隼人多く来たり、方物を貢ず。是の日、大隅隼人、阿多隼人と朝廷に相撲す。大隅隼人勝つ。

史料2『日本書紀』同年七月戊午(廿七日)条

隼人等を明日香寺之西に饗す。種々樂を発す。仍りて禄を賜ふこと各差有り。道俗悉く之を見る。

* 国家的行事が行われる空間で隼人を饗す。 → 飛鳥寺西方遺跡

* 道俗(僧侶や庶民)に見せることが大切

* 夷狄が皇帝・天皇に朝貢する(華夷秩序) → 天皇の偉大さを示す。

史料3『続日本紀』文武三年(699)七月辛未(十九日)条

多禰・夜久・菴美・度感等人、朝宰に従ひて来り、方物を貢ず。位を授け物を賜ふこと、各差有り。其の度感島の中国に通ずること是に生まれり。

* 度感=徳之島、中国=日本のこと 中華思想の発現

◎ 日本が帝国として成り立つために隼人・南島人の存在が不可欠 石上英一1984

◎ 隼人・南島人の記事には、バイアスがかかっている

1 南九州と大宰府

(1) 隼人朝貢開始以前

◎尾長谷迫遺跡出土暗文土器

指宿市尾長谷迫遺跡 直径17.1cm、高さ6.1cm。金属製の器のような光沢を表現した放射状の線を施す。飛鳥時代から畿内地方で生産された「畿内産土師器」を模倣し、7世紀中ごろに作られたもの。畿内ではなく、北部九州で作成されたか。

(2) 隼人朝貢開始以降の隼人支配

史料4『日本書紀』持統天皇三年(689)正月壬戌(九日)条

筑紫大宰粟田真人朝臣等、隼人一百七十四人、并せて布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚を献る。

◎隼人の朝貢には、筑紫大宰(大宰帥)が責任を持つ体制。

史料5『日本書紀』持統六年(692)閏五月乙酉(十五日)条

筑紫大宰率河内王等に詔して曰はく、「宜く沙門を大隅と阿多とに遣して、仏教を伝ふべし。(中略)」とのたまふ。

* 鹿児島県日置市吹上町尻に伝わる金銅菩薩立像(吹上御観音講所蔵、黎明館保管)

= 百済系宝珠捧持形菩薩立像(7世紀前半作成の飛鳥仏)。18世紀初め以前の来歴は不明。

竹森友子 2021

◎隼人居住地は、筑紫大宰によって支配統括される。

(3) 覓国使剽劫事件に見る南九州支配

史料6『続日本紀』文武二年(698)四月壬寅(十三日)条

務広式文忌寸博士等八人を南島に遣して、国を覓めしむ。因りて戎器を給ふ。

* 在地勢力の抵抗を予想し、武器を携行させる。

史料3 多禰・夜久・菴美・度感等人の朝貢。

史料7『続日本紀』同年八月己丑(八日)条

南島の献物を伊勢大神宮及び諸社に奉る。

* 皇祖神に奉納される南島からの献物は、国家にとって重要な位置づけを持つ。

史料8『続日本紀』同年十一月甲寅(四日)条

文忌寸博士・刑部真木等、南島より至る。位を進むること各差有り。

史料9『続日本紀』同年十二月甲申(四日)条

大宰府をして三野・稻積の両城を修らしむ。

* 北部九州説と南部九州説

* 三野城 = 日向国児湯郡三納郷 稻積城 = 大隅国桑原郡稻積郷

* 日向国・大隅国の国府所在郡

◎南九州の城柵を大宰府が管轄している。

史料10『続日本紀』文武四年(700)六月庚申(三日)条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君梶・助督衣君弓自美、また肝衝難波、肥人等を従へ兵を持ちて、覓国使刑部真木等を剽劫す。是に於て、笠志惣領に勅して、犯に准じて決罰せしむ。

* 南九州にも評が設定されている。衣→え = 薩摩国穎娃郡 →そ = 大隅国曾於郡 江平望2017

◎隼人への決罰権を笠志惣領が保持している。

(4) 大宝律令の制定と南九州支配

☆選叙令応叙条 郡司候補者はまず国司によって推挙され、式部省において試練を受けて、その合格者が太政官により奏任される。

史料11 選叙令集解応叙条所引大宝元年十二月七日付太政官処分

陸奥・越後国は、其の首長一二人を集めよ。但し筑志は集むる限りに在らざる也。

史料12 『続日本紀』大宝二年三月丁酉条

大宰府に専ら所部国掾已下及び郡司を銓擬することを聴す。

◎大宝二年戸籍作成のため、実務担当者任命を推進するための措置

←新たに郡司を選任する必要性

◎郡司候補者の出頭命令拒否、大宝二年戸籍作成への非協力などが隼人の戦いの原因 ←史料17

← 南九州の全域で評が設定されていたわけではない。

(5) 隼人の戦い

i) 大宝二年の戦い

史料13『続日本紀』大宝二年二月己未(二十二日)条

歌斐国、梓弓五百張を献る。以て大宰府に充つ。

史料14 同年三月甲午(二十七日)条

信濃国、梓弓一千廿張を献る。以て大宰府に充つ。

* 戦いへの準備あるいは補充。

史料15 『続日本紀』大宝二年(702)八月丙申朔(一日)条

薩摩と多櫛、化を隔て命に逆ふ。是に於て兵を発し征討す。遂に戸を校し吏を置く。

◎抵抗を抑えて、戸籍作成と郡司任命に着手。

史料16『続日本紀』大宝二年(702)九月戊寅(一四日)条

薩摩隼人を討つ軍士、勲を授くること各差有り。

史料17 『続日本紀』同年九月戊寅条には、

薩摩隼人を討つ軍士に、勲を授くること各差有り。

史料18大宝二年豊前国戸籍

「戸主勲十一等塔勝岐弥、年参拾肆歳 正丁 課戸」

大宝二年筑前国戸籍

「弟^{かどのべ}勲十等葛野部長西 年肆拾貳歳 正丁」

* 豊前・筑前国からも兵力が投入されている。

◎大宰府を中心とする征隼人軍の編成

史料19『続日本紀』大宝二年(702)十月丁酉(三日)条

是より先、薩摩隼人を征するの時、大宰所部の神九處に祈祷し、実に神威に頼りて遂に荒賊を平ぐ。ここに幣帛を奉り以その祈に賽す。唱^{しょうこう}更の国司等〔今の薩摩国也〕言す、国内要害の地に於て、柵を建て^{じゆ}成を置きて之を守らんことを。焉^{これ}を許す。

◎薩摩国府所在郡名の「高城」は、柵に由来するか。

◎この時の征隼人軍の中樞の構成は、大宰大貳の小野毛野、少貳の佐伯大麻呂、さらに大監あるいは少監の太安万侶らであり、この時の征隼人軍は、大宰府の組織を主体としたものであった

☞松本政春2003

ii) 和銅六年の戦い

史料20『続日本紀』和銅六年(713)四月乙未(三日)条

日向国肝坏・曾於・大隅・始^{あいら}羅の四郡を割きて、始めて大隅国を置く。

史料21『続日本紀』和銅六年(713)七月丙寅(五日)条

詔して曰く、授くるに勲級を以てするは、本、功有るに拠る。若し優異せずば、何を以てか勸奨せむ。今^{じゆ}隼賊を討つ將軍、并せて士卒ら、戦陣に功有る者一千二百八十余人に、並に宜く労に随ひて勲を授くべし。

◎大宰府を中心とする征隼人郡を編成。

史料22『続日本紀』和銅七年(714)三月丁酉(十五日)条

隼人、昏く荒く野心にして、未だ憲法を習はず。因りて豊前国の民二百戸を移して、相勧め導かしむるなり。

◎隼人居住地に、移民を行って律令支配の浸透を図る。

iii) 養老四年の戦い

史料23『続日本紀』養老四年(720)二月壬子(二十九日)条

大宰府奏して言さく、「隼人反きて大隅国守陽侯史麻呂を殺せり。」とまうす。

史料24『続日本紀』養老四年(720)三月丙辰(四日)条

中納言正四位下大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍とす。授刀助從五位下^{かまのおそんみむろ}笠朝臣御室・民部少輔從五位下巨勢朝臣真人を副將軍とす。

◎中央直轄の征隼人軍を編成する。動員規模は1万人以上(当時の人口は500万人程)。

史料25『続日本紀』養老四年(720)八月壬辰(十二日)条

勅したまはく、「征隼人持節將軍大伴旅人は且く京に入るべし。但し、副將軍已下は、隼人平らがずは留まりて屯むべし。」とのたまふ。

* 征隼人持節將軍の戦線離脱を可能にする程度に、戦況は政府軍が優勢。

史料26『続日本紀』養老五年(721)七月壬子(七日)条

征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人ら還歸る。斬りし首、獲し虜合せて千四百余人。

◎1年半近くにわたる戦闘の終了。

史料27『続日本紀』養老七年(723)四月壬寅(八日)条

大宰府言さく、「日向・大隅・薩摩の三国の士卒、隼賊を征討して、頻りに軍役に遭ひ、兼ねて年穀登らずして、^{こもごも}交 飢寒に迫れり。謹みて故事を案ふるに、兵役以後、時に飢疫することあり。望まくは天恩を降して、復三年を給はむことを。」とまうす。これを許す。

* 戦いをうけての善後措置。

史料28『続日本紀』養老七年(723)五月辛巳(十七日)条

大隅・薩摩二国の隼人等六百廿四人、朝貢す。

史料29『続日本紀』養老七年(723)五月甲申(二十日)条

饗を隼人に賜ふ。各其の風俗歌舞を奏す。酋帥三十四人、位に叙し禄を賜ふこと、各差有り。

* 政府側に立った隼人の存在 ← 表3の勲位を帯びた隼人の存在。

史料30『続日本紀』養老七年(723)六月庚子(七日)条

隼人郷に帰る。

* 全部で19回行われた朝貢に関して、朝貢した人数が分かるのはわずか4回

持統三年(689)174人、和銅二年(709)が薩摩隼人だけで188人(大隅隼人を合わせると400人程度)、養老七年(723)が624人、天平七年(735)が296人

* 最大規模の朝貢=服属を誓わせる目的。

表1 鹿児島県で氏族名の可能性のある墨書土器を出土した遺跡 ④永山2022に加筆

	遺跡名		墨書された文字
1	薩摩川内市 薩摩国分寺跡	薩摩国高城郡	「刑」「春」
2	薩摩川内市 京田遺跡	〃	「高」
3	薩摩川内市 西ノ平遺跡	薩摩国薩摩郡	「日」「高分」
4	薩摩川内市 成岡遺跡	〃	「日」
5	いちき串木野市 市ノ原遺跡第1地点	薩摩国日置郡	「春」
6	南さつま市金峰町 筆付遺跡	薩摩国阿多郡	「建」
7	南さつま市金峰町 芝原遺跡	〃	「酒井」「宅」「山」
8	南さつま市加世田川畑 上加世田遺跡	〃	「久米」
9	指宿市 橋牟礼川遺跡	薩摩国揖宿郡	「真」
10	指宿市 敷領遺跡	〃	「建」
11	鹿児島市 不動寺遺跡	薩摩国谿山郡	「日下」
12	鹿児島市 堂園遺跡	〃	「刑」「秦」
13	鹿児島市 横井竹之山遺跡	薩摩国寛島郡	「肥道里(岡)」
14	鹿児島市東俣町 湯屋原遺跡	〃	「大伴」
15	始良市加治木町 市頭A遺跡	大隅国桑原郡	「刑部」
16	始良市始良市西餅田 小瀬戸遺跡	〃	「大伴」「伴」
17	曾於市大隅町 西原段II遺跡	日向国諸県郡	「伴」
18	曾於市大隅町 高古塚遺跡	〃	「山」

* 肥後国に分布する氏族 ④ 溝口2020

日置部・秦人・大伴部・阿蘇君・阿蘇直・穴穂部・宇治部・くさかべ・壬生・とりべ・かすかべ・
 建部・私部・津守部・山稲置・肥公・肥君・真上・大伴君・当麻部・宅部・益木・額田部・火
 君・火国造・高分部・豊服・天草国造・火葦北国造・葦分国造・日奉部・家部・刑部・他田・
 真髪部・久米部

◎肥後国から多くの人々が移民。律令支配を支える役割も果たす。

◎こうした差配を、大宰府が行っていた可能性

史料31『万葉集』巻三

245 長田王、筑紫に遣されて水島に渡る時の歌二首

聞きし如 真貴く 奇しくも 神さび居るか これの水島

(聞いていた通り、じつに貴く、靈妙な島で、神々しくあることだ。これこそがまさしく聞きしに勝る水島なのだ。)

246 葦北の野坂の浦ゆ 船出為て 水島に去かむ 浪立つなゆめ

(葦北の野坂の浦から船出して水島に行こう。波よ立ってくれるな)

石川大夫の和ふる歌一首(名欠けたり)

247 奥つ浪 辺波立つとも わが背子が 三船の泊 瀾立ためやも

右は今案ずるに、從四位下石川宮麿朝臣、慶雲年中に大貳に任ぜらる。又、正五位下石川朝臣吉美侯、神龜年中少貳に任ぜらる。兩人の誰の此の歌を作れるかを知らず。

又、長田王の作れる歌一首（二四八番）

248 隼人の 薩摩の瀬戸を 雲居なす 遠くも吾は 今日見つるかも

（隼人の、薩摩の瀬戸を、雲居遥かなように、遠く思っていたわたしは、こうして今日見たことであるよ）

* 君子が神龜年中(724～729)に少貳になったとすれば、この巻のこの前後の歌の配列は和銅(708～715)以前と考えられるため、247の歌の作者が君子である可能性はない。☞ 日本古典文学全集 [6] 萬葉集 (1)

◎大宰大貳が、戦闘以外でも隼人居住地に関わった可能性。

史料32『続日本紀』和銅六年(713)八月丁巳(廿六日)条

正五位下大伴宿祢道足を彈正尹とす。從四位下大石王撰津大夫とす。從五位下榎井朝臣広国を参河守とす。從五位下大神朝臣興志を讃岐守とす。從五位下道君首名を筑後守とす。

史料33『続日本紀』養老二年(718)四月乙亥(十一日)条

筑後守正五位下道君首名卒しぬ。首名少して、律令を治め吏職に曉らかに習へり。和銅の末に出でて筑後守と為り、肥後国を兼ね治めき。人に生業を勧めて制条を為り、耕 營を教ふ。頃畝に菓菜を樹ゑ、下、鶏肫に及るまで皆章程有りて曲さに事宜を尽せり。既にして時 案行して、如し教へに遵はぬ者有らば、隨に勘当を加へり。始めは老少竊かに怨み罵れり。其の実を収るに及びて、悦び服はぬこと莫し。一兩年の間に、國中化けり。又、陂・池を興し築きて、溉灌を広む。肥後の味生池と筑後の往々の陂・池とは皆是なり。是に由りて、人其の利を蒙りて今に温給するは皆、首名が力なり。故、吏の事を言ふ者は、咸く称への首とす。卒するに及びて百姓之を祠る。

◎道首名も、成立直後の薩摩国・大隅国の経営にも関わった可能性があるか。

史料34『続日本紀』天平二年(730)三月辛卯(七日)条

大宰府言さく、大隅薩摩兩國百姓、建国以來、未だ曾て田を班たず。其の有てる所の田は悉く是墾田なり。相承けて佃と為し、改め動かすことを願はず。若し班授に従はば、恐らくは喧訴多からん、と。是に於て旧に隨ひて動かさず、各自ら佃せしむ。

◎大隅薩摩兩國への班田制導入断念の判断は、大宰府による。

◎この時の大宰帥は大伴旅人であり、隼人居住地の実情に通じている。

(6)制度面から見る南九州と大宰府

i) 国司・郡司の銚擬権

史料14 大宝二年、大宰府に国掾以下と郡司の銚擬権が与えられる。

史料35『続日本紀』養老六年(722)四月丙戌(十六日)条

始めて制すらく、大宰府管内大隅・薩摩・多櫛・壹伎・対馬等司、闕有あらば、府の官人を選びて、権に之を補す。

◎養老四年の対隼人戦争の経験をふまえて、二国三嶋司の臨時の任命権を大宰府に与える。

史料36「天平十年周防国正税帳」

(六月)廿六日下伝使《大隅国左大舍人无位大隅直坂麻呂薩摩国人右大舍人无位薩摩君国益將從一人合三人四日食稻四束四把酒六升四合塩二合四勺》

* 大舍人=大舍人寮は下級官人の養成機関、郡司などに任用される資格をつくる

◎一枚の書類(下伝符)で移動しているため、目的地は同じだと考えられ、郷里の郡司に任用されるための詮議を受けるために大宰府に向かっていたか。☞ 鈴木靖民編2024

史料37『続日本紀』天平十四年(742)八月丁酉(廿五日)条

制すらく、大隅・薩摩・壹岐・対馬・多櫛等の国の官人の禄は、筑前国司をして廢府の物を以て給は

しむ。公廨も又便国くがいの稻を以て常に依て之を給へ。其の三嶋ぎぐんじならの擬郡司並びに成選じようせんの人等は、身は当嶋に留め、名を筑前国に附して申上せよ。仕丁は国別に三人点び、皆悉く京に進めよ。

ii) 隼人の朝貢に関して

史料38『続日本紀』天平十二年(740)十月壬戌(九日)条

大將軍東人等言すらく、「逆賊藤原広嗣衆一万許の騎を率ゐ、板櫃河いたびつに到る。広嗣親自ら隼人軍を率ゐ、前鋒と為す。即ち木を編みて船と為し、将に河を渡らんとす。時に佐伯宿祢常人・安倍朝臣虫麻呂、弩を發して之を射る。広嗣が衆、却きて河西に到る。常人等、軍士六千余人を率ゐて河東に陳ぶ。即ち隼人等すんじんに呼はしめて云く、『逆人広嗣に随ひて官軍を拒捍む者、直に其の身を滅ぼすに非ずして、罪は妻子親族に及ぶ。』と。則ち広嗣率ゐる所の隼人并兵等敢て箭を發せず。時に常人等広嗣を呼ばふこと十度、而して猶ほ答へず。良久くして広嗣馬に乗り出来りて云へらく、『勅使到来すと承る。其の勅使は誰ぞ。』と。常人等答へて云へらく、『勅使衛門督佐伯大夫・式部少輔安倍大夫、今此間に在り。』と。広嗣云へらく、『今勅使を知る。』と。即ち馬を下り、兩段再拜して申して云へらく、『広嗣敢へて朝命に捍はず。但し朝廷の乱人二人を請ふ耳。広嗣敢へて朝廷に捍はば、天神地祇罰して殺す。』と。常人等云へらく、『勅符を賜はんが為に大宰の典已上を喚ぶ。何故に兵を發して押来るや。』と。広嗣弁答すること能ず。馬に乗りて却き還る。時に隼人三人直に河中より泳ぎ来り降服す。則ち朝廷遣す所の隼人等、扶救けて遂に着岸するを得。仍ち降服隼人二十人、広嗣の衆十許騎、官軍に來り歸す。獲虜器械は別の如し。又降服隼人贈啖君多理志佐申して云へらく、『逆賊広嗣謀りて云へらく、「三道より往かむ。即ち広嗣は自ら大隅・薩摩・筑前・豊後等国軍合五千人許を率ゐ、鞍手道より行き、綱手は筑後・肥前等国軍合五千人許人を率ゐ、豊後国より行き、多胡古麻呂は【率ゐる所の軍数は知らず】田河道より往かむ。」と。但し広嗣の衆は鎮所に到来するも、綱手・多胡古麻呂は未だ到らず。』と。」とまうす。

* 動員された隼人の人数 松本政春2002

政府軍側の隼人24人 → 移配隼人・滞京中の朝貢隼人

広嗣側の隼人20人 → 朝貢のために大宰府にやって来た隼人の一部を動員

◎政府・広嗣ともに、隼人の直接的武力ではなく、いわば呪的武力に期待している。

史料39『類聚国史』延暦二十年(801)六月十二日条(『日本後紀』逸文)

大宰府の隼人を進むることを停む。

◎大宰府が、薩摩大隅国に朝貢の指令を出していた。停止指令も大宰府が出す。

◎延暦二十四年に大替隼人の風俗歌舞を停止→隼人の「消滅」

iii) 税・貢納物

史料40大宰府条坊跡(推定客館跡)出土木簡(井戸杵に転用)

「新口郷」→薩摩国高城郡新田郷のこと。

◎非隼人郡である高城郡の仕丁が大宰府に送られていることを示す。

史料41「天平八年薩摩国正税帳」

66 運府甘葛煎擔夫参人【十九日】惣单伍拾漆人 食稻

67 壹拾漆束肆把【三人十日人別日四把三人九日人別日二把】

68 運府兵器料鹿皮擔夫捌人【十九日】惣单壹伯伍拾

69 貳人 食稻肆拾陸束肆把【八人十日人別日四把八人九日人別日二把】

70 運府筆料鹿皮擔夫貳人【十九日】惣单参拾捌人

71 食稻壹拾壹束陸把【二人十日人別日四把二人九日人別日二把】

史料42 大宰府不丁官衙地区出土木簡

①「薩麻穎娃」、②「覽島六十四斗」、③「薩麻国枯根」、④「栞原郡」、⑤「大隅郡」

◎薩摩・大隅国から大宰府へ貢納される。

◎一般の国とは異なり、郡が単位ではなく、国を単位として貢納される。

(7) 隼人消滅後の南九州と大宰府

i) 充実高台土師器と周溝墓

☆大宰府条坊跡第 89 次調査 中島恒次郎・城戸康利1994

異種土師器椀＝鹿児島県内で作成される充実高台土師器 年代は 9 世紀後半

◎薩摩国で作られた土器が大宰府に運ばれている。

☆鹿児島県内周溝墓

外園・小倉畑・森・保養院遺跡（始良市）各 1 例、計志加里遺跡（薩摩川内市）・向楯城跡・
建石ヶ原遺跡（日置市）・山下堀頭遺跡・不動寺遺跡（鹿児島市）各 1 例、
榎崎 A 遺跡（鹿屋市）5 例、

◎西北九州（肥前・筑後国府付近）の下級官人や有力者層が南九州に移動しそこで埋葬された墓で
ある可能性 榎畑光博2009

◎ 9 世紀段階で、西海道のほとんどの郡司の子弟は、大宰府の書生・使部として出仕していた可能
性が高い。 竹内理三1956

ii) 大宰府と管内諸国との対立 佐々木恵介2018

史料43『日本紀略』寛弘四年（1007）七月一日条

大隅守菅野重忠、太宰府に於いて、大蔵満高の為に射殺せらる。

史料44『御堂関白記』寛弘元年二月九日条 ★藤原道長の日記

（前略）帥中納言の許より、重忠に付して消息有り。蔵規朝臣に付して返事する耳。雑物有り。

* 菅野重忠の大隅守任命は寛弘二年のこと（『外記補任』）

* 大蔵満高は、藤原純友の乱に追捕使となった大蔵春実の子孫。

◎大蔵種材は、中央貴族出身でありながら「鎮西武者」と称されるほど鎮西に勢力をもつ。

(8) 島津荘の成立と大隅国府焼き討ち事件

i) 島津荘の成立

史料45「島津荘荘官等申状」（『薩藩旧記雑録』前編卷九 正応元年(1288)or 同四年(1291)）

（前略）島津本庄は、万寿年中に無主荒野の地を以て開発せしめ、庄号して宇治関白家に寄進せ
しめて以降、（下略）

史料46 建暦三年(1213)四月「僧智恵愁状案」（「長谷場文書」）

御庄建立主平大監季基朝臣之御子息平五大夫兼輔朝臣之時、（下略）

◎万寿年間に大宰大監季基が、日向国諸県郡島津駅（宮崎県都城市）近隣の土地を開発し、大武
藤原惟憲を通じて関白藤原頼通に寄進して、島津荘が成立。

◎一万城扇状地を中心とする開発 榎畑光博2021

ii) 大隅国府焼き討ち事件 永山修一1995

史料47『小右記』長元二（1029）年八月二十一日条

太政官、大宰府に符す、

応に早く使者に附して大監従五位下平朝臣季基並びに男散位従五位下兼光及び兼助等を召し進
むべき事

使右衛門案主笠孝良 従二人 火長一人

右、右大臣宣すらく、勅を奉るに、大隅国、件の季基等国庁・守館・官舎・民畑並びに散位藤
原良孝の住宅を焼亡し、及び財物を掠取し、雑人を殺害するの由を言上す。仍りて勘糺せしむ。
宜しく彼の府に仰せて管内に下知し早く使者に附して其身を召し進めしめよ者れば、府宜しく承
知し、宣に依りて之を行へ。使者往還の間は例に依りて食・馬を給へ。路次の国亦宜しく此に准
ずべし、符到らば奉行せよ。

右大弁源朝臣

左大史小槻^{おづき}宿祢

長元二年八月七日

* 大隅守船守重は、『小右記』の記主藤原実資の家人

◎平季基らが、大隅国庁・守館・官舎・民家、散位藤原良孝の住宅を焼き討ち。

史料48『小右記』長元二年（1029）八月二日条

大隅国に住む良孝朝臣、色革六十枚・小手革六枚・赤木二切・檳榔三百把・夜久貝五十口を進む。

* ヤコウガイは、貴重な品。

◎藤原良孝からの進物は、政治工作。

史料49『日本紀略』長元三年（1030）正月二十三日条

大宰大監平季基を召し、左衛門陣に候せしむ。御物忌^{ものいみ}に依るなり。

* 季基は、召喚に応じて上京。

史料50『小右記』長元四年（1031）正月十三日条

季基雑物【唐錦一疋・唐綾二疋・絹二百疋・総^{ふさしりがいろいろかわ}鞆色革百枚・紫革五十枚】を進む。

◎季基は、処罰されていない。

◎実資は、関係者を南九州に送り込み、南島産品を確保する。

表2『小右記』に見える南九州との関係

	贈主	贈先	進物内容	備考
万寿2(1025).2.14	為頼	実資	檳榔 200 把	為頼は大隅掾
同年 7.24	延嘉	実資	絹 10 疋	大隅に住む、相撲人の秦吉高に付す
〃	為頼	実資	絹 15 疋と牛鞆色革 20 枚	相撲人の秦吉高に付す
万寿4(1027).7.22	為頼	実資	絹 20 疋・色革 30 枚・營 ^{えいばい} 貝 5 口	相撲人の秦吉高に付す
同年.8.7	実資	為頼	栗毛馬 1 匹	馬は上総介慶滋為政が進上。相撲人の秦吉高に付す
長元2(1029).3.2	巨勢文任	実資	絹 10 疋・蕪 ^{すおう} 芳 10 斤・花 3 帖・革 10 枚、(子女のために)粉帛 10 帖・茶垵・唐硯 1 面	
同年.8.2	藤原良孝	実資	色革 60 枚・小手革 6 枚・赤木 2 切・檳榔 300 把・夜久貝 50 口	大隅に住む
同年 8.3	巨勢文任	実資	紫草	

◎実資は、関係者を南九州に送り込み、南島産品を確保する。

iii) 大隅国をめぐる対立関係

A 関白藤原頼通—大宰大貳藤原惟憲—大宰大監平季基

B 右大臣藤原実資—大隅国守船守重・大隅国住人藤原良孝

◎事件の背景に関する3説

①島津荘の拡大に関わるもとする説 ㊦永山修一1995

②対外関係が契機となっているとする説。㊦小川弘和2016

寛仁三年(1019)の刀伊事件と翌年末の南蛮による薩摩襲撃事件を契機に大宰府との関係を深めた北部九州の勢力が、大宰府によるその事後処理政策をとおして、南九州へと入植活動の対象をひろげていき、これが南九州掌握をめぐる大宰府・諸国府間の紛争へと展開し、決着のはかりがたい状況の克服を、摂関家の権威をもちこむことで果たそうとした。

③日宋貿易の決済方法に関わるとする説。㊦渡邊誠2012

10世紀初頭以降、大宰府鴻臚館での貿易の決済には、陸奥国から貢納される砂金が用いられるようになった。10世紀末以降、陸奥国による砂金貢納が停滞を見せると、大宰府管内の官物により交易の決済が行われるようになった。この時期から大宰府による管内に対する収奪活動が活発化し、大宰府と管内諸国との対立が目立つようになる。平季基は大宰府の貿易管理事務に

たずさわる府官であり、大宰府による交易の対価としての南島産品の集荷活動の中でこの事件を起こったので、平季基は焼き打ち事件に関して処罰を受けることはなかった。

2 南島と大宰府

(1) 文献から見る7世紀の南島

史料51『隋書』東夷伝流求国条

(大業)三年、煬帝、羽騎尉の朱寛をして海に入り、異俗を求め訪ねしむ。何蛮、之を言へば、遂に蛮と俱に往く。因て流求国に到るも、言相通ぜず、一人を掠して返る。

明年、帝復た寛をして之を慰撫せしむるも、流求、従わず。寛、其の布甲を取りて還る。時に倭国の使来朝し、之を見て曰く、「此れ夷邪久国の人用の所のもの也」と。

◎『日本書紀』には、推古～舒明期に、ヤク人の来朝が5回(計32人+α)、使節派遣が1回。

◎『隋書』の流求と『日本書紀』のヤクは同一実態か。

史料52『日本書紀』白雉四年(653)七月条

大唐に遣さるる使人高田根麻呂等、薩麻の曲・竹島の間にて、船に合せて没死す。唯だ五人有り。胸板に繋りて、竹島に流れ遇ふ。計る所を知らず。五人の中、門部金、竹を採りて筏と為し、神島に泊る。凡そ此の五人、六日六夜を経て、全く飯を食はず。是に於て、金に褒美し位を進め禄を給ふ。

◎遣唐使の南島路に関わる史料か

史料53『唐会要』倭国・日本国伝

永徽五年十二月、使を遣し、琥珀・瑪瑙を献ず。琥珀の大なること斗の如し。瑪瑙の大なること、五升器の如し。高宗書を降し、之を慰撫す。仍りて云く、王国と新羅と接近す。新羅素より高麗・百済のために侵さる。若し危急有らば、王宜しく兵を遣し之を救へ、と。倭国東海嶼中の野人に、耶古・波耶・多尼三国有り。皆倭に附庸す。北は大海を限り、西北は百済に接す。正北は新羅に抵り、南は越州と相接す。頗る絲綿有り。出ず瑪瑙は、黄白二色有り。其の琥珀を好者は、海中に湧出すと云ふ。

◎耶古・波耶・多尼が倭国に従う。耶古=ヤク、多尼=タネのこと。

史料54『日本書紀』齊明三年(657)七月己丑条

都貨邏国の男二人女四人、筑紫に漂泊す。言く、臣等初め海見島に漂泊す。乃りて駟を以て召す。

*アマミの初見記事。

史料55『日本書紀』天武六年(677)二月条

是月、多禰島人等を飛鳥寺の西の櫺の下に饗す。

史料56『日本書紀』天武十年(681)八月丙戌(二十日)条

多禰島に遣す使人等、多禰国図を貢ぐ。其の国京を去る五千余里。筑紫の南の海中に居り。髪を切り草を裳とす。粳稻常に豊なり。一たび殖えて兩たび収む。土毛は支子・莞子及び種々の海物等多し。

◎7世紀後半にタネ人が4回来朝し、使節(調査団)を4回派遣する。

◎ヤク→アマミ→タネの順に登場

(2) 多禰島の成立

史料17『続日本紀』大宝二年(702)八月丙申朔(一日)条

薩摩と多禰、化を隔て命に逆ふ。是に於て兵を發し征討す。遂に戸を校し吏を置く。

史料57『続日本紀』和銅二年(709)六月癸丑

勅すらく、大宰率より已下品官に至るまで、事力を半減す。唯薩摩多禰兩國司及び国師僧等は、減ずる例に在らず。

史料58『続日本紀』和銅七年(714)四月辛巳

多嶺嶋の印一面を給ふ。

◎律令制の嶋

- ①地理的に見て島であること
- ②軍事(防衛)上の要地であること → 隼人の存在
- ③国際的通航の要衝であること → 遣唐使・南島人の航路
- ④従って、嶋司構成上は中国に準ずる存在であること
- ⑤財政的には自立を果たしておらず基本的には下国としての扱いをうけること

(3)南島人の朝貢

史料59『続日本紀』慶雲四年(707)七月辛丑。

使を大宰府に遣し、南島人に位を授け物を賜ふこと、各差有り。

◎大宰府で朝貢儀礼

史料60『続日本紀』和銅七年(714)十二月戊午。

少初位下太朝臣遠建治等、南島の奄美、信覚及び球美等の島人五十二人を率ゐ、南島より至る。

* 信覚=石垣島? 球美=久米島

史料61『続日本紀』靈龜元年(715)正月甲申朔。

天皇大極殿に御し朝を受く。皇太子始て礼服を加へ拝朝す。陸奥・出羽の蝦夷並びに南島の奄美・夜久・度感・信覚・球美等来朝し、各方物を貢ぐ。其の儀、朱雀門に左右に、鼓吹・騎兵を陳列す。元会の日、鉦鼓を用ふるは是より始まる也。

史料62『続日本紀』靈龜元年(715)正月戊戌。

蝦夷及せて南島七十七人に位を授くること差有り。

◎夷狄は、蝦夷と南島人とされる。

◎朝貢儀礼は、平城宮で行われる。

史料63『続日本紀』養老四年(720)十一月丙辰。

南島人二百三十二人に、位を授くること各差有り。遠人を懐する也。

史料64『続日本紀』神龜四年(727)十一月乙巳。

南島人百三十二人来朝す。位に叙すること差有り。

◎これ以降、南島人の朝貢記事はなくなる。

(4)南島との交易

史料65 太宰府市不丁地区出土木簡 天平年間(729~748)のもの

「掩美嶋 ×」 [(50) × 19 × 3]

「伊藍嶋竹五」 [(77) × 18 × 4]

◎朝貢記事以降も交易は続く。

◎8世紀段階で朝貢を行える社会 階層化された社会(首長の存在) ④鈴木靖民2014

◎階級未分離の社会とする考古学的理解と文献的理解の齟齬

◎ヤコウガイ大量出土遺跡の調査(奄美市名瀬小湊の小湊フワガネク遺跡等) ④高梨修2005

史料66『延喜式』内蔵寮

諸国年料供進

大宰府所進(中略)赤木甘村(増減有り)

◎南島の交易品

赤木・檳榔・夜久貝(ヤコウガイ)

(5) 遣唐使と南島

図1第9次遣唐使復路(『鹿児島県の歴史』山川出版社1999)

史料67『唐大和上東征伝』(抄出)

(天平勝宝五年(753 唐曆天寶十二年))十一月十日丁未夜、大伴副使(大伴古麻呂)、竊に和上及び衆僧を招きて、己が舟に納め、惣じて知らしめず。(中略)十五日壬子、四舟同く発す。一雉有り、第一舟の前を飛ぶ。仍て碇を下して留る。十六日発す。廿一日戊午、第一第二両舟、同じく阿児奈波島に到る。島は多禰島の南西に在り。第三舟昨夜已に同処に泊す。十二月六日南風起る。第一舟石に著きて動かず。第二舟発し、多禰に向ひて去る。七日、益救島に至る。十八日、益救より発す。十九日、風雨大に発して四方を知らず。午時、浪の上に山頂を見る。廿日乙酉午時、第二の舟、薩摩国阿多郡秋妻屋浦に著く。廿六日辛卯、延慶師、大和尚を引て、太宰府に入る。

史料68『続日本紀』天平勝宝六年(754)二月丙戌条

大宰府に勅して日く、去天平七年、故大貳従四位下小野朝臣老、高橋連牛養を南島に遣して、牌を樹てしむ。

而して、其の牌、年を経て既に朽壊せしむ。宣く旧に依りて修め樹つべし。牌毎に著ける島の名并に泊船の処、水有るの処、及び去就する国の行程、遙かに見ゆる島の名を頭し、漂着の船をして帰り向ふ所を知らしめよ。

史料69『続日本紀』天平勝宝六年(754)三月癸丑条

大宰府言す。使を遣し、入唐第一船を尋ね訪はしむ。其の消息に云く、第一船帆を挙げて奄美島を指して発去す。未だ其の着く処を知らず。

◎南島を航行する船への支援策。

◎大宰府には、南島情報が蓄積されている。

史料70『延喜式』大蔵省入諸蕃使条

入唐大使、(中略)新羅、奄美等訳語、(下略)

史料71『遍照發揮性靈集』「大使、福州の觀察使に与うるが為の書」

凱風朝に扇いで肝を耽羅の狼心に摧き、北気夕に発つて胆を留 求の虎性に失う。

◎遣唐使船が、アマミ・リュウキュウに至る可能性が想定されている。

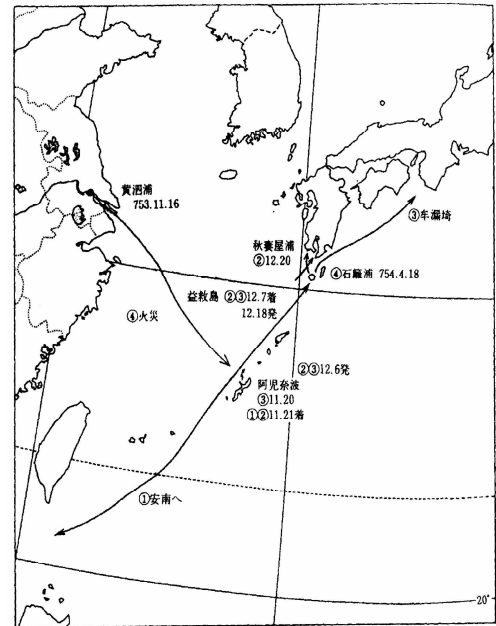


図34 第10次遣唐使の復路
①~④は第1船~第4船を示す

(6) 多禰島の停廃

史料72『日本後紀』逸文天長元年(824)十月丙子朔(一日)条

多禰嶋司を停めて、大隅国に隷く。

史料73『類聚三代格』卷十五 易田并公営田事

太政官謹みて奏す、多禰嶋を停て、大隅国に隷くる事

右、参議大宰大貳従四位下小野朝臣峯守等らの解に稱へらく、謹みて案内を検ずるに、太政官去る二月十一日の符に稱へらく、件の嶋南のかた海中に居し、人兵乏弱にして、国家に在りては、良に扞城に非ず。又、嶋司一年の給物は稻三万六千余束に准じ、其の嶋の貢調は鹿皮一百余領にして、更に別物無し。有名無実、多損少益と謂ふ可し。右大臣宣すらく、勅を奉りて宜しく利害を勘へて言上すべし、者れば、南暎森々、国無く敵無し。損有りて益無きこと、一に符旨の如し。須く嶋を停めて大隅国に隷くべし。其の課口を計るに一郷に足らず、其の土地を量るに一郡に余る有り。能満を馭謨に合わせ、益救を熊毛に合わせ、四郡を二と為さば、事に於て便なるを得ん。者れば、聖帝、枢に登るに、事世を済むことを期し、明王、政を布くに、

理時に適ふことを貴ぶ。臣ら商量するに、昔、漢の元帝、賈捐の言を納れて珠崖郡を罷む。前史以て美談と為し、後世其の英烈を称ふ。国を建て疆を置き、分野無きに非ずと雖も、民を郵^{あわれ}み急を救ひ、列郡を棄つ。況や冥海の外、費損此の如きをや。加^{しかのみならず} 以往還の吏、漂亡する者多く、運送の民、蕩^{とうぼつ}没する者少なからず。益無きの地を守るに、有用の者を損す。之を政典に求め、深く物議^{めぐら}を迂^{まが}すに、伏して望むらくは、件に依りて停め隸け、以て辺幣を省かんことを。伏して天裁を聴かむ。謹み以み申したまふことを聞こしめせと謹み奏す。天長元年九月三日

- * 多嶺嶋設置理由の無実化。
- * 公営田制導入により、多嶺嶋の維持財源の激減。
- ◎天長元年(824)に多嶺嶋が停廃され、大隅国へ併合。

(7)多嶺嶋停廃後の南島との交易

☆城久遺跡群の登場

- * 2003～2009年に調査 標高90～160mの海岸段丘上に立地
- * 城久遺跡群＝半田・前畑・大ウフ・赤連・小ハネ・半田口・山田半田・山田中西
- * 面積 約130000㎡ 時期 9世紀～14世紀ごろ
- * 建物跡 現在復元できたものだけで300棟以上
- * 土坑墓 42基 (古代末～中世初期)
- * 鍛冶関連遺構 前畑・大ウフ・小ハネ・山田半田・山田中西で検出
大ウフでは約20基が集中 (南九州産?の砂鉄で充填されたピット)
- * 出土遺物 9～15世紀代で11世紀後半～12世紀代を主体とする。

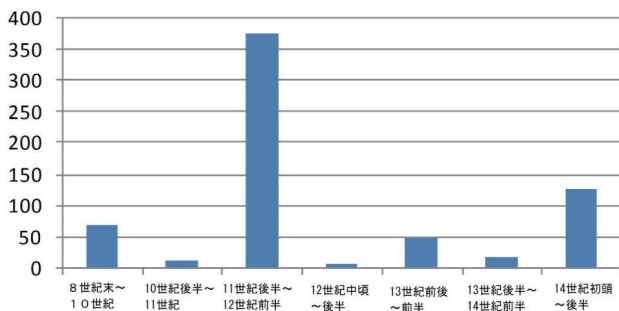


図2 城久遺跡の時期別遺物の数量

☞松原他2015を一部改変

I 期 (9世紀～11世紀前半)

II 期 (11世紀後半～12世紀)

III 期 (13世紀～15世紀)

- * 9～10世紀代、量は少ないが高級品が多い。 出土遺物の70%は島外からの搬入品

山田中西遺跡出土の中国産陶瓷器

越州窯精製品 9世紀中葉

粗製品 9世紀中葉

- ◎天長元年(824)の多嶺嶋廃止→南島経営の拠点^を南進させる 貴駕島の所職が成立か

☞亀井明德 2006

史料74『延喜式』雑式

凡そ太宰、南島に牌を樹て、具に島名及び泊船の処、水有るの処並びに去就する国の行程、遙に見ゆる島名を顯著し、仍て漂著の船人をして必ず帰り向ふ所を知らしめよ。

- ◎史料 68 の措置は、『延喜式』段階でも空文化していない可能性。

史料75『本朝月令』 ★延喜十年(910)代の成立とされる

六月 朔日内膳司供忌火御飯事

(中略)日本決釈に云く、応神天皇の代、百濟人須曾己利^{すそこり} (人名酒^{さけのみ} 公) 参り来り、始めて造酒の

事を習ふ。以往の世、未だ釀酒の道^{つくりざけ}を知らず。但し殊に造酒の法有り。上古の代、口中^かに米を嚼み、木櫃に吐き納む。日を経て酣酸^{かんさん}し、名^{なづけ}て醴^{こざけ}と為。故に今の世に釀酒を謂ひて嚼と為す。是其の法なり。〈今南島人の為す所此の如し。〉

◎南島情報が都にも届いている。

(8)南蛮襲来事件とキカイガシマ 永山修一2008

史料76『日本紀略』長徳三年(997)十月一日条

旬。天皇、南殿に出御す。時に、庭立奏の間、大宰の飛駈参入して云く、南蛮管内諸国に乱入し、人・物を奪い取る。奏樂の後、諸卿件の事を定め申す。

史料77『小右記』長徳三年(997)十月一日条

大宰府言上の解文等を下し給う。諸卿をして定め申さしむ。奄美島者、船に乗り兵具を帯び、国島の海夫等を掠奪す。筑前・筑後・薩摩・杵岐・対馬、或は殺害し或は放火し、人・物を奪い取り、多く海上に浮ぶ。また当国人処々に於て合戦を為すの間、奄美人の矢に中るもの亦其の数有り。但し当国人多く奪ひ取らるること已に三百人に及ぶ。府の解文に云く、先年奄美島人來り、大隅国の人民四百人を奪ひ取る。(下略)。

史料78『日本紀略』長徳四年(998)九月十四日条

大宰府言上す、貴駕島に南蛮を捕え進むの由を下知すと。

史料79『日本紀略』長保元年(999)八月十九日条

大宰府、南蛮の賊を追討するの由を言上す。

*南蛮襲来 → キカイガシマへの追討命令

◎キカイガシマには、大宰府の命令をうけて、それを実行に移す人々がいた。

◎キカイガシマは、個別島名あるいは機関名。

◎キカイガシマの「キ」音はプラスイメージの「貴」。王朝貴族垂涎の品々を産する地域

史料80『新猿楽記』

★藤原明衡の著作。11世紀に成立。

八郎真人は商人の主領也。利を重くして妻子を知らず、身を念じて他人を顧みざる也。一を持ちて万と成し、壊を搏て金と成す。言を以て他心を誑^{たぶらか}し、謀を以て人の目を抜く一物也。東は俘囚之地に臻り、西は貴賀之島に渡る。交易の物、売買の種、称数す可からず。唐物(中略)、本朝物、緋襟・象眼・纒縹・高麗軟錦・東京錦・浮線綾・金・銀・阿古夜玉・夜久貝・水精・虎珀・流黄・白壬・銅・鉄・藉・蟬羽・絹・布・糸・綿・纈纈・紺布・紅・紫・茜・鶯羽・色革等也。

◎キカイガシマは西の境界領域とされる。

史料81『左経記』寛仁四年(1020)閏十二月二十九日条 ★参議兼左大弁源経頼の日記

大夫(但波)奉親朝臣太宰府解を持ち来りて云く、左右大弁(藤原朝経・同定頼)共に所勞有りて仕らず。仍りて事の由を左府(藤原顕光)に申せしむるの処、仰せられて云く、汝をして申せしめよ者り。仍りて持ち来る所なり者れば、南蛮賊徒薩摩国に到り、人民等を虜掠するの由なり。即ち左府に参り事の由を申す。次いで関白殿(藤原頼通)に参り、府解を覽ぜしむ。次に御使として御寺(藤原道長)に参り此の由を申す。仰せて云く、年改むるの後、慥に追討すべきの由、太宰府に官符を賜はるべし、と。

◎寛仁四年(1020)にも南蛮襲来事件が起こる。

史料82天喜二年(1054)二月二十七日付「大宰府符写」(『調所氏家譜』)

前略

右、興国の基は祭祀より先なるは無し。神を敬すの道は褒崇するには如かず。方さに今職は都督と為りて、政は朝廷に同じ。是を以て長徳三年の例を尋ぬるに、管内大小諸神に爵一級を増し奉る、国宜しく承知すべし。官に申すの間、且は以て施行し、之を疎略することを得ざれ。符到らば奉行せよ。

参議正三位大弐源朝臣 正六位上行大典山宿祢

天喜二年二月廿七日

*長徳三年が先例とされている。

◎天喜二年にも南蛮襲来事件が起こった可能性。

(9)南島交易の展開

i) 滑石製石鍋・玉縁口縁白磁碗の流入 松尾秀昭2017

11世紀までに長崎県の西彼杵半島などで作られた縦耳型の滑石製石鍋が流入。その製作・使用の風習は、宋商人の生活文化の一部としてもたらされたと想定される。

ii) カムイヤキの始まり 新里亮人2018

カムイヤキは、伊仙町阿三で1983年に窯跡が発見された陶器で、北限は長崎県大村市から南限は沖縄県波照間島から検出されている。カムイヤキは、11世紀代にはつくられ始めており、その製作技術は、高麗無釉陶器の影響を受けているともされている。

iii) 城久遺跡群の最盛期 松原信之他2015・田村朋美2016

南島で唯一の製鉄炉が検出されている。城久遺跡群で生産された鉄が南西諸島に広く普及している可能性もあり、鉄器の普及は農耕の普及とも大きく関わっていると推察できる。城久遺跡では、11世紀後半～12世紀の遺構から多くのガラス玉が出土しており、そのうち7点の鉛同位体分析が行われた。その結果、6点是对馬産鉛を用いたカリ鉛ガラスであり、残り1点は中国産のカリ鉛ガラスであった。

(10)イオウ交易の開始

史料83『続資治通鑑長編』巻343・神宗・元豊七年(1084)二月丁丑条、

明知州馬琬言す、朝旨に準じて、商人を募り日本国に於て硫黄五十万斤(約300t)を市はむ。十万斤毎に一綱と為し、官員を募り管押せむことを乞ふ。之に従へ。

★中国、北宋一代の歴史書。南宋の李燾の著作。北宋の9代167年の詳細な事実を年代順に記述

史料84『朝野群載』巻五 応徳二(1085)年十月二十九日付陣定文

大宰府言上す、大宋国商客王端・柳念・丁載等参来の事

(中略)

同府言上す、商客孫忠・林皐等参来の事

同前諸卿定め申して云わく、商客の来朝は以前定め申すこと畢んぬ。就中、件の孫忠等は事由を飛帆に寄す。何ぞ異(商?)客の身を以て、忽に本朝の願いを遂げんや、彼の府に仰せて、廻却せらる可きか。

*宋は西夏と戦っており、火薬兵器の原料として硫黄の需要が高まる。山内晋次2009

◎宋の硫黄購入計画(史料83)に対応する日本側の史料84

*2018年に行われた福岡市博多遺跡群の第221次調査で、11世紀後半～12世紀初め頃に使用されたと推定される港湾施設の石積遺構が出土し、その海渚側から複数の硫黄の小塊が検出された。これらの硫黄塊は、日宋貿易の輸出品で荷積みする際にこぼれ落ちた「かけら」とされ、安定同位体比分析によれば、大分県くじゅう硫黄山、塚原・鍋山地域などを産地とする一群と鹿児島県の薩摩硫黄島を産地とする一群が混在している。大庭康時編2023

◎イオウガシマはキカイガシマと並ぶ南島の代表的呼称となる。

◎個別島名が、集合名称となる。

主要参考文献

- 石上英一1984「古代国家と対外関係」(『講座日本歴史第2巻』東京大学出版会)
- 江平望 2017「古代「衣評」はどこにあったのか」『続島津忠久とその周辺』高城書房
- 大庭康時編2023『博多津』(福岡市埋蔵文化財調査報告書1468集)
- 小川弘和2016「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」(『中世的九州の形成』高志書院)
- 亀井明德 2006「南島における喜界島の歴史的位罫」(『東アジアの古代文化』129号)
- 栞畑光博2009「島津荘は無主荒野の地に成立したか」(『南九州文化』第109号)
- 栞畑光博2021「島津荘の成立から拡大期における遺跡の様相」
(岩永省三先生退職記念論文集『持続する志 下』中国書店)
- 佐々木恵介2018「大宰府の管内支配変質に関する試論」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館)
- 新里亮人2018『琉球国成立前夜の考古学』同成社
- 鈴木靖民 2014「南島人と日本古代国家」(『日本古代の周縁史』岩波書店)
- 鈴木靖民・佐藤長門編 2024『翻刻・影印天平諸国正税帳』(八木書店)
- 高梨修 2005『ヤコウガイの考古学』(同成社)
- 竹内理三1956「大宰府政所考」(『史淵』71号)
- 竹森友子 2021「吹上町田尻の金銅菩薩立像の伝来について」(『黎明館調査研究報告』第33集)
- 田中聡2015『日本古代の自他認識』塙書房
- 田村朋美2016「鹿児島県城久遺跡群出土のガラス玉の分析」
(『奈良文化財研究所紀要2016』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所)
- 中島恒次郎・城戸康利1994「薩摩国から来た食器」日本中世土器研究会『中近世土器の基礎研究X』
- 永山修一1995「『小右記』に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺」
(『鹿児島中世史研究会年報』50号)
- 永山修一 2008「文献から見たキカイガシマ」池田榮史編『古代中世の境界領域』高志書院
- 永山修一 2009『隼人と古代日本』(同成社)
- 永山修一 2022「南九州と肥後国」
(『古代の「辺要」支配と肥後・鞠智城』鞠智城シンポジウム成果報告)
- 松尾秀昭2017『石鍋が語る中世 ホゲット石鍋製作遺跡』(シリーズ「遺跡を学ぶ」122 新泉社)
- 松原信之・野崎拓司・澄田直敏・早田晴樹 2015『城久遺跡群 総括報告書』(喜界町教育委員会)
- 松本政春 2002「広嗣の乱と隼人」(『律令兵制史の研究』清文堂出版)
- 松本政春2003「征隼人軍の構成と軍団」(『奈良時代軍事制度の研究』塙書房)
- 溝口優樹 2020「氏族からみた古代肥後の地域社会と鞠智城」
(『鞠智城と古代社会』鞠智城跡「特別研究」論文集)
- 山内晋次2009『日宋貿易と「硫黄の道」』(日本史リブレット) 山川出版社
- 渡邊誠2012「平安期の貿易決済をめぐる陸奥と大宰府」
(『平安時代貿易管理制度史の研究』思文閣出版)